

4番（小川義昭君） 甘い管理体制を放置したこと、私はそのこと自体が問題であり、管理者の責任も大いに問われるところでもあります。

人間というものは弱いものであり、特に金銭に困窮しているときは、つけ入るすきのある環境であれば、つい魔が差してしまうということも考慮して対処すべきであるかというふうに思います。

今回の事件でも、管理の甘さを放置したことにより、まじめで仕事熱心な、優秀であり得た職員をつぶす結果となりました。二度あるいは三度あると言われるますが、そのようなことが決してこの白山市においてないように、今ほど市長の強い決意をお聞きしましたので、市長以下幹部職員はしっかりと襟を正して、管理体制の構築に努めていただくことを期待いたしまして、3つ目の質問に移ります。

昨年の9月市議会全員協議会で報告されました、第三セクター株式会社コースタルオアシス松任は、白山市出資金3,000万円、出資比率割合9.5%、平成21年度決算における累積欠損額は何と資本金の約6倍の16億7,400万円と、まさに経営内容は破産状態であります。白山市に対する債務、すなわち白山市にとっての債権も大きく計上されております。

そのほかにも、平成21年度の決算書を見ると、市税など本市が抱える債権が多額であることを憂慮し、私の3つ目の質問は、本市の債権管理の適正化についてであります。

まず、その実態について見てみます。本市の平成21年度の一般会計、6特別会計及び1公営企業の決算における未収金に着目してみますと、当該年度の歳入として調定された収入のうち、何らかの理由で当該年度中に納入されなかった、いわゆる収入未済額の総額は何と約20億6,500万円で、前年度に比較して約2億7,000万円と、15%も伸びております。会計別に見ても、一般会計、特別会計、ともに10億円であります。

これら収入未済額となった滞納の原因として、現在の厳しい経済状況や高齢社会の到来による社会情勢の変化などが挙げられますが、特に日本経済の長期に及ぶ景気低迷による法人の経営不振、労働者の所得減少やリストラに伴う雇用環境の悪化が大きな影を落としているのではないかと考えられます。

市税等の滞納は、放置すればするほど収納に難しさが増すと考えられ、当然ながら早期の納付相談や指導が不可欠かと思われまます。

滞納の中には、納付に支障がなく、収入面でも十分支払い能力があるのに納付しない例、あるいは他の債務を優先し、本市への納付を後

回しにするケースが多く見られます。これには、滞納者の納付意識の欠如や、市の督促や催促が直接、財産調査や強制執行まで及ばないとの認識が背景にあると考えられます。

納付意識の欠如による滞納は、善良な市民に大きな不公平感を抱かせます。それを放置することは、まさに行政そのものの怠慢であると言わなければなりません。

滞納額の増加は、市の財政運営のみならず、市政の秩序全般にわたり重大な影響を及ぼすものであり、将来の白山市にとって大きな危険性をはらんでいます。市民負担の公平性を確保し、公正性を担保するためにも新たな取り組みが必要であります。

こうした実態にかんがみ、昨年の市議会決算審査特別委員会の委員長報告では、「市税などの滞納額は今後さらなる増加が予想されるが、納税相談などにより個々の事情を十分に把握した上で、悪質な滞納者については、負担公平の原則に基づき、厳格に対応し、安定した自主財源の確保のため、今後とも滞納対策に鋭意取り組まれない。」と指摘しております。

また、監査委員による決算審査でも、「滞納者の的確な把握に努めるとともに、負担の公平性や財源の確保の観点から、悪質な者に対しては法的な措置を講じるなど、収入未済額の解消に一層努力されたい。また、時効による不納欠損は、善良な納税者の不公平感に直結するものであり、厳正に対処されたい。」という意見が付されております。

このため、今後、本市の債権管理のあり方については、納付可能でありながら放置されている債権については、差し押さえ、訴訟提起などの法的措置も辞さないという強い姿勢で、全庁的に滞納整理に当たることが求められています。

そこで、質問に当たり、地方公共団体の有する債権の分類と特徴について整理することとします。

地方公共団体が有する債権には、公法上の理由に基づき発生する債権「公債権」と、私法上の理由に基づき発生する債権「私債権」の2種類があります。

まず、市税を初めとする公債権につきましては、行政庁の処分によって発生し、相手方の同意を必要としませんが、一方、私債権は、貸付金に見られるように、当事者間の合意に基づいて発生し、債務不履行などの場合には民法の規定が適用されます。

また、この公債権は、税の滞納処分により強制的に徴収できる強制徴収公債権と、強制的に徴収できない非強制徴収公債権に分けられま

す。強制的に徴収できる公債権には、市税を初め国民健康保険税や保育所の保育料、下水道使用料などがあり、強制的に徴収できない公債権としては、体育館など公共施設の使用料や給食費などが挙げられます。また、私債権としては、市営住宅家賃や上水道料金が挙げられます。

これらの3つの債権区分のうち、特に強制的に徴収できない債権と私債権については、いわゆる自力執行権が与えられていないため、差し押さえなどの滞納処分は自力執行できず、裁判所への手続を経て強制執行することになります。

また、債権を放棄する不納欠損を行う場合に、公債権は一定期間が経過すると自動的に債権が消滅しますが、私債権は時効を経過しても債権は直ちに消滅せず、債務者による時効の援用、すなわち債務者がみずから「時効であり支払い義務はなく、支払いません」と明確に主張するか、また、議会の議決による債権放棄によらなければなりません。

こうした債権の分類と特徴を踏まえた上で、本市の債権管理の適正化について、以下4項目、質問を行います。

3つ目の質問です。

本市の平成21年度決算における収入未済額約20億6,500万円について、市税など強制的に徴収できる公債権、公共施設の使用料など強制的に徴収できない公債権、市営住宅の家賃など私債権に分けた場合、それぞれの総額はどのようになっているのか。また、平成22年度決算はこれから作業に入るわけですが、平成22年度収入未済総額は前年度と比較してふえているのか、減っているのか、このことについて企画財政部長に見通しをお伺いいたします。